

朝鮮語教育学会倫理委員会規程

第1条〔目的〕

朝鮮語教育学会は、学会の運営及び研究成果の公刊に係る倫理的な問題に関する質問・相談などに応じ、また、綱領違反が疑われる行為に対し適切な対応をとるため朝鮮語教育学会倫理委員会を置く。

第2条〔委員会の構成〕

1. 委員は、編集委員長、前会長、そして現会長が指名する1名の3名で構成する。会長が指名する1名は、学会の会員でなくてもかまわない。また、委員が当事者となった場合、他の2人の委員の協議を経て別の委員を指名することとする。
2. 倫理委員会の代表は委員の互選によって決める。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、委員の任期は会長の任期に合わせる。

第3条〔委員会の運営〕

1. 倫理委員会は、倫理規程違反の有無について調査後、その報告書を会長に提出し、世話人会で報告する。また、同委員会委員は、調査事項についての守秘義務を有する。
2. 倫理規程違反の訴えが受理された場合、委員長は直ちに委員会を召集する。
3. 委員会は、訴えのあった会員からの弁明の聴取を含め、公正な調査を行う。
4. 委員会は、必要と判断された場合、外部の者に意見を求めることができる。

第4条〔倫理規程違反の調査〕

1. （協力の義務）
 - (1) 倫理規程違反と訴えられた会員は倫理委員会の調査に協力しなければならない。
 - (2) 会員が倫理委員会の調査に協力しない場合、倫理規定違反と見なす。
2. （疎明の権利）

倫理規程違反と訴えられた会員には自分の無実を証明する適切かつ十分な疎明の権利が与えられなければならない。
3. （守秘義務）

倫理規程違反の訴えに対し、倫理委員は会員の身元を含め、調査の過程で得た情報についての守秘義務を有する。
4. （倫理規程違反の認定）

委員会は、合議を経て倫理規程違反の有無に関する認定を行い会長に報告する。

第5条〔処分および不服申し立て〕

会長は世話人会を開き、倫理委員会の判定に基づき、倫理規定違反の会員に対する処分の有無および処分の内容を決定する。

1. (処分)

(1) 倫理規程違反が認定された場合の処分は、

- 1) 嚴重注意
 - 2) 会員としての権利の制限(例会での発表および会誌への投稿の一定期間の禁止を含む)
 - 3) 除名
- のいずれかとする。

(2) 処分の有無および処分の内容を決定したら、会長は、訴えられた会員及び訴えを起こした人にその結果通知を行う。

2. (不服申し立て)

調査の結果及び処分に対し、訴えを起こした人または訴えられた会員は処分の決定通知を受け取った日の翌日から起算して1カ月以内に倫理委員会に不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

不服申し立てがあった場合、倫理委員会は申し立てがあったことを会長に報告し、協議のもと対応をする。

第6条〔倫理規程違反の公表・記録の保存〕

1. (倫理規程違反の公表)

会長は倫理規程違反があったと認定され、処分が決定した事案について、再発防止に努めるとともに学会ホームページを通して倫理規程違反の事実を公表する。ただし、対象会員の名前は公表しない。

2. (倫理規程違反の記録の保存)

委員会の調査過程で作成された記録や得られた情報など関連事項は調査報告書とともに学会の公式記録として特定の場所に保存し管理する。

(2024年10月19日可決。)